

第3次学校適正規模・適正配置実施方針について

○ 適正規模・適正配置の目的

子どもたちのよりよい教育環境の整備と教育の質の充実を図る

○ 実施方針の役割や位置付け

小・中学校の規模の適正化及び適正配置について、学校・家庭・地域・行政の四者の連携・協働で取り組んでいくため、基準を定めるとともに、教育委員会としての基本的な考え方や進め方を示し、その推進を図るものです。

- ▶ 目標年次や活動量・事業量を定めている、実施計画や学校教育推進計画などと役割が異なる。
- ▶ 学校規模の適正化や適正配置の具体的な検討については、行政が一方向的に進める性格のものではなく、本市ではこれまで、保護者や地域住民と協働で丁寧に議論を積み重ねてきた。

実施方針項目（案）

（1）背景・必要性

（2）学校の適正規模・適正配置

- ・基本的な視点
- ・学校規模の適正化
- ・学校の適正配置
- ・基本的な考え方

ポイント1~3

（3）取組み方法

- ・小規模校の対応
- ・大規模校の対応

（4）基本的な進め方

- ・学校の規模の適正化に向けた検討
- ・統合による合意形成の進め方
- ・魅力ある学校づくり
- ・小規模校・大規模校への支援

ポイント4

（5）対象校

- ・小規模校
- ・大規模校

- ▶ 第2回審議会（7/31）では、実施方針を策定する上で根幹となる「規模と配置に関する考え方や基準」及び「進め方」について審議
- ▶ 第3回審議会（11月頃）では、上記を基に「具体的な取組み手法」や「対象校」等を含めた実施方針（素案）について審議

策定スケジュール（案）

平成29年6月	第1回学校教育審議会	[諮問]
7月	第2回学校教育審議会	
10・11月	第3回学校教育審議会	
1・2月	第4回学校教育審議会	[答申]
	パブリックコメント手続き	
	教育委員会会議 [議決]、策定	

第2回 学校教育審議会の審議ポイント

ポイント1 学校の適正規模：適正規模の基準

⇒資料1-2

(1) 小学校：各学年2学級以上、全体で12学級以上24学級以下

- ① 複式学級を解消、各学年でクラス替えができる

(2) 中学校：各学年4学級以上、全体で12学級以上24学級以下

なお、各学年3学級以上、全体で9学級以上11学級以下を準適正規模とする

- ① 各学年でのクラス替えに加え、教科担任制を踏まえた教員配置や部活動などの選択肢の確保を考慮する
- ② 準適正規模については、一定の学校運営が可能な規模であり、9学級までの規模を容認する市民意見も多かったことから、第3次実施方針で新たな基準とする

ポイント2 学校の適正配置：通学区域の基準

⇒資料1-2

小学校：概ね4km以内、中学校：概ね6km以内

- ① 中長期的に適正な学校規模を確保するとともに、全市的なバランスを考慮する
- ② 行政区画、地理的要因、地域コミュニティ、地域や学校の沿革等を考慮する
- ③ 統合や通学区域の変更などの適正配置を検討する際は、一律に基準を当てはめるのではなく、通学距離・時間に十分配慮し通学区域の調整や通学手段の見直しも一体的に検討する

ポイント3 学校の「規模」と「配置」の関係

⇒資料1-2

(1) 子どもの教育環境の改善を中心に据え、学校規模の適正化を優先に検討する

ただし、規模と配置のいずれを優先させるかは、地域の実情に即して判断する

- ① 小規模校が存在し、学校間が近接している地域では、学校規模の適正化を優先する
- ② 小規模化が進んでいても、学校間が遠く離れている地域では、学校配置を優先させなければならない可能性もある
- ③ 小学校では、安全性や通学距離、地域とのつながりをより重視する必要がある
- ④ 中学校では、多様な人間関係をはぐくむことができ、教科担任制や部活動などの多様な教育活動を成立させることのできる学校規模を重視する必要がある
- ⑤ 検討の結果、中長期的に小規模校・大規模校としての学校運営が見込まれる場合には適切な支援を検討する

(2) 義務教育期間9年間の連続性を踏まえ、小学校と中学校の適正配置を一体として考える

- ① 児童生徒の望ましい人間関係の育成や地域との関わりを考慮する
- ② 小学校の統合については、同一中学校区を原則とする
- ③ 小・中学校の通学区域の不整合は必要最小限に留める（小学校から中学校への接続に配慮）

ポイント4 基本的な進め方

⇒資料1-3

(1) 統合と跡施設の区別

- ① 子どもの教育環境の改善について、早期実現を目指す

(2) 保護者・学校を起点とする進め方

- ① 保護者・学校の議論を検討の起点とし、地域全体で合意形成を図る